

税制上の優遇処置について

学校法人伊丹教会学園は、文部科学省より所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる「特定公益増進法人」の証明を受けており、本学園へのご寄附は「特定公益増進法人」に対する寄附として、基準によって税制上の優遇措置を受けることができます。

個人での寄附

■所得税の所得控除が使えます　※本学園に対するご寄附は所得税の税額控除は使えません。
寄附金額が年間2千円を超える場合、その超えた金額が、当該年の所得金額から控除されます。
所得控除を行った後、所得金額に応じた税率を掛けて控除額が決定します。
(確定申告書第一表上の[所得から差し引かれる金額]【寄付金控除】欄の記載となります。)

$$\text{減税額} = (\text{年間の寄付金合計額} \times A - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率} \times B$$

※A ふるさと納税なども合わせた寄付金合計額で計算します。

控除対象となる寄付金額は、原則として総所得金額の40%が上限です。

※B 課税される所得税率は、各自の年間所得金額に応じて異なります。

■個人住民税の税額控除は使えません

学校法人伊丹教会学園は、どちらの地方公共団体からも「寄附金税額控除対象法人」の指定を受けていませんので、個人住民税の税額控除(翌年度)を受けることができません。
(確定申告書第二表の[住民税]欄には本学園への寄付金は記入できません。)

■寄附金控除を受けるための手続き

税制上の優遇措置を受けるには、ご寄附いただいた翌年の確定申告期間（翌年2～3月）に、所轄税務署において確定申告を行ってください。

確定申告の際には、本学園発行の、

「寄附金控除証明書」及びその裏面の「特定公益増進法人証明書（写）」が必要です。
詳細は、所轄の税務署へお問い合わせください。